

15住特 第28号
平成15年4月3日

日本政策投資銀行
総裁 小村武様

名古屋市長 松原武久



損失補償証書

名古屋市は、名古屋臨海高速鉄道株式会社の西名古屋港線建設に係る貴行からの借入金に対する名古屋市会の平成15年第38号議決による損失補償の対象に、下記要領の貴行からの借入が含まれることを確認するとともに、下記融資につき貴行に損失が生じた場合には、名古屋市がその損失を補償することを確約いたします。

記

原契約の表示	平成12年3月31日付 金銭消費貸借契約	平成14年3月22日付 金銭消費貸借契約	平成15年3月31日付 金銭消費貸借契約
借入金の使途	西名古屋港線建設	西名古屋港線建設	西名古屋港線建設
借入金額	元本債務 金500百万円	元本債務 金1,500百万円	元本債務 金2,000百万円
利率	年2.4% (1年365日の日割計算とする)	年2.15% (1年365日の日割計算とする)	年1.40% (1年365日の日割計算とする)
元本の償還方法	平成17年3月25日から 平成37年3月25日までの間に分割償還	平成19年3月25日から 平成39年3月25日までの間に分割償還	平成20年3月25日から 平成40年3月25日までの間に分割償還
遅延利息の利率	年14.5% (1年365日の日割計算とする)	年14.5% (1年365日の日割計算とする)	年14.5% (1年365日の日割計算とする)

(注) この証書において損失とは、原契約に基づく融資について償還期限(債務者が期限の利益を喪失した場合の償還期限を含む)から5ヶ月を経過した日(以下「損失確定日」という。)において回収されない元本及び利息(遅延利息を含む。)の総額を意味し、本市は損失確定日から1ヶ月以内に損失補償を履行します。

以上

15住特 第72号
平成16年2月27日

日本政策投資銀行
総裁 小村武様

名古屋市長 松原武久



損失補償証書

名古屋市は、名古屋臨海高速鉄道株式会社の西名古屋港線建設に係る貴行からの借入金に対する名古屋市会の平成15年第38号議決による損失補償の対象に、下記要領の貴行からの借入が含まれることを確認するとともに、下記融資につき貴行に損失が生じた場合には、名古屋市がその損失を補償することを確約いたします。

記

原契約の表示	平成16年2月27日付金銭消費貸借契約
借入金の使途	西名古屋港線建設
借入金額	元本債務 金7,700百万円
利率	年1.50% (1年365日の日割計算とする) 但し、平成25年9月26日以降の適用利率は、上記金銭消費貸借契約に基づく平成16年2月27日付覚書で定める利率
元本の償還方法	平成21年3月25日から平成40年9月25日までの間に分割償還
遅延利息の利率	年14.5% (1年365日の日割計算とする)

(注) この証書において損失とは、原契約に基づく融資について償還期限(債務者が期限の利益を喪失した場合の償還期限を含む)から5ヶ月を経過した日(以下「損失確定日」という。)において回収されない元本及び利息(遅延利息を含む。)の総額を意味し、本市は損失確定日から1ヶ月以内に損失補償を履行します。

以上

16住特 第8号
平成16年9月24日

日本政策投資銀行
総裁 小村武様

名古屋市長 松原武久



損失補償証書

名古屋市は、名古屋臨海高速鉄道株式会社の西名古屋港線建設に係る貴行からの借入金に対する名古屋市の平成16年第21号議決による損失補償の対象に、下記要領の貴行からの借入が含まれることを確認するとともに、下記融資につき貴行に損失が生じた場合には、名古屋市がその損失を補償することを確約いたします。

記

原契約の表示	平成16年9月30日付金銭消費貸借契約
借入金の使途	西名古屋港線建設
借入金額	元本債務 金4,000百万円
利率	年1.96% (1年365日の日割計算とする)
元本の償還方法	平成21年9月25日から平成36年9月25日までの間に分割償還
遅延利息の利率	年14.5% (1年365日の日割計算とする)

(注) この証書において損失とは、原契約に基づく融資について償還期限(債務者が期限の利益を喪失した場合の償還期限を含む)から5ヶ月を経過した日(以下「損失確定日」という。)において回収されない元本及び利息(遅延利息を含む。)の総額を意味し、本市は損失確定日から1ヶ月以内に損失補償を履行します。

以上